庄川地域森林計画
変更計画書（案）

（庄川森林計画区）

計画期間

自　令和　６年４月　１日

至　令和１６年３月３１日

（令和５年 12 月樹立）
令和８年 12 月変更
富山県

森林法（昭和 26 年６月 26 日法律第 249 号）に基づき、庄川地域森林計画書の一部を変更する。なお、地域森林計画の変更は、令和８年４月１日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

・全国森林計画の変更に伴う、所要の変更
・富山県森づくりプラン策定に伴う、基本的事項の変更
・体裁、文言の修正

なお、下線部は変更箇所を示す。

目　　次

はじめに　1

Ⅰ　基本的事項　2

第１　とやまの森の現状と課題　2

１　社会情勢の変化等　2

（１）人口減少と少子高齢化

（２）森林の高齢級化と森林資源の充実

（３）ツキノワグマなど野生動物とのあつれきの増大

（４）ネット・ゼロやネイチャーポジティブへの対応

（５）県民の森づくりに関する意識の変化

第２　とやまの森づくりのための基本的な考え方　5

１　とやまの森づくりの基本理念　5

２　とやまの森づくりの目指す姿　5

３　とやまの森づくり基本指針　6

（１）森林の整備及び保全の方針

（２）森と木に関わる関係人口の創出・拡大に関すること

Ⅱ　計画の大綱　8

第１　計画区の概要　8

３　計画樹立に当たっての基本的考え方　8

Ⅲ　計画事項　9

第１　計画の対象とする森林　9

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項　10

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項　10

第３　森林の整備に関する事項　11

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　11

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

（３）その他必要な事項

２　造林に関する事項　13

（１）人工造林に関する指針

（２）天然更新に関する指針

３　間伐及び保育に関する事項　16

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

（２）保育の標準的な方法に関する指針

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　18
（１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項　21
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項　22
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針
（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針
（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
（７）その他必要な事項

第４　森林の保全に関する事項　24
１　森林の土地の保全に関する事項
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
２　保安施設に関する事項　25
（１）保安林の整備に関する方針
（２）保安施設地区の指定に関する方針
（３）治山事業の実施に関する方針
（５）その他必要な事項
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項　26
（１）森林病害虫等の被害対策の方針
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）
（３）林野火災の予防の方針

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項　28

第６　計画量等　29
１　伐採立木材積及び間伐立木材積　29
２　森林施業面積　29
３　人工造林及び天然更新別の造林面積　29
４　林道の開設及び拡張に関する計画　30
５　保安林整備及び治山事業に関する計画　38
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

第７　その他必要な事項　41
１　保安林その他制限林の施業方法

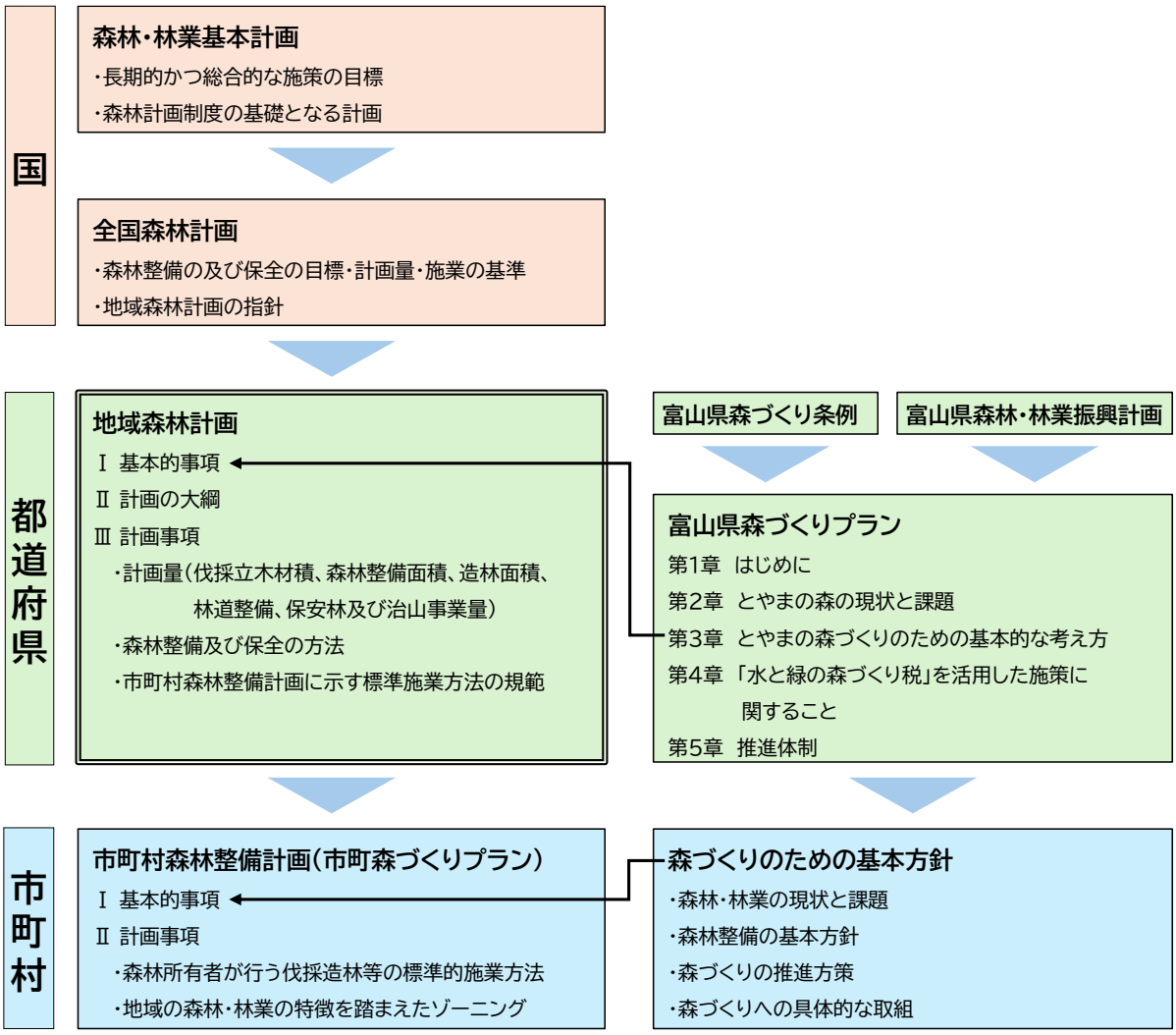
庄川森林計画図の位置図



はじめに

本計画は、森林法第５条の規定に基づき、全国森林計画に即して、庄川森林計画区の民有林について５年ごとにたてる地域森林計画であり、計画期間は令和６年４月１日から令和 16 年３月 31 日までの 10 年間を計画期間とする。

また、平成１８年６月に施行された「富山県森づくり条例（平成 18 年６月施行）」に基づき令和８年 xx 月に策定した「富山県森づくりプラン」の基本理念や基本指針などを、この計画の基本的事項とする。



本計画の位置づけのイメージ

Ⅰ　基本的事項

第１　とやまの森の現状と課題

１　社会情勢の変化等

（１）人口減少と少子高齢化

富山県の人口は、平成 10 年の 112.6 万人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 17 年には約 89.8 万人まで減少すると予測されている。高齢化率も上昇が見込まれ、人口減少と少子高齢化は全国平均を上回るスピードで進行している。

特に、森林を含む中山間地域では、県全体より早いスピードで人口減少・高齢化が進んでおり、地域住民を中心とした里山林の維持管理や、森林ボランティア等による森づくり活動の継続が困難になることが懸念されている。

このため、地域住民や森林ボランティアに加え、企業をはじめとする多様な主体が森や木との関わりを深め、継続的に森づくりを支える環境を整えていくことが重要である。

（２）森林の高齢級化と森林資源の充実

本県の県土の３分の２を占める森林は、北アルプスをはじめとする山々からの豊かな水を湛え、多様な動植物を育み、長い歴史の中で県民の暮らしと産業を支えてきた。

本県の民有林の約 62%にあたる 112 千 ha は、自然豊かな天然林となっており、水源涵養などの公益的機能も高く評価されているが、51 年生(11 齢級)以上の林分が 98%以上を占め、高齢級化による二酸化炭素吸収量の低下、萌芽更新力の低下などが懸念されている。このため、特に里山林については、地域の実情や森林の特性に応じて、整備・保全や利活用による若返りを進め、機能の維持増進を図る必要がある。

一方、本県の民有林の約 29%にあたる 51 千 ha のスギを中心とした人工林については、41 年生(９齢級)以上の林分が 90%以上を占め、本格的な利用期を迎えている。このため、主伐・再造林の推進により森林資源の循環利用を進めるとともに、林業経営に適さない森林では針広混交林化等により公益的機能の発揮を重視した森林へ誘導する必要がある。

また、国民の４割が罹患し、国民病とも言われる花粉症について、国の「花粉症対策の全体像」を踏まえ、本県においては、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の生産拡大や、スギ人工林の伐採跡地への植栽を支援してきた。

令和７年度に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」では、「花粉症なので、無花粉スギが増えてスギ花粉を気にせず生活できればうれしい。」、「無花粉スギへの置き換えを大規模にやってほしい。そのためなら水と緑の森づくり税が上がっても容認できる。」など、依然として高い期待が寄せられている。

（３）ツキノワグマなど野生動物とのあつれきの増大

森林には多様な動物が生息しており、その生息環境は将来にわたって保全していく必要がある。一方、近年、ツキノワグマの人の生活圏への出没が頻発し、人身被害も毎年発生するなど、ツキノワグマと人とのあつれきが大きな社会問題となっている。

加えて、ニホンジカやイノシシ等については、生息数の増加や分布域の拡大により、農林業や生活環境、生態系への深刻な影響が懸念されている。国の「森林・林業基本計画」においても、クマによる人身被害の増加を踏まえ、野生動物の生息環境の保全・整備や、緩衝帯整備による人の生活圏への出没防止の重要性が示されている。

本県が令和７年度に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」では、「クマが人里に出没しないよう、里山林などの整備を重点的に進めてほしい。」など、対策の充実を求める意見が多数寄せられた。これらを踏まえ、引き続き、奥山においては、クマの生息環境の保全を図るとともに、里山においては、人と野生動物のすみ分けを図るための明るく見通しの良い里山林への再生整備の取組みを「富山県ツキノワグマ管理計画」と連携しながら、強化する必要がある。

（４）ネット・ゼロやネイチャーポジティブへの対応

国は、令和 32 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「2050 年ネット・ゼロ」を目標として掲げるとともに、令和 12 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組みを進めている。

本県においては、「富山県カーボンニュートラル戦略」（令和５年３月策定）に沿って、森林整備による二酸化炭素の吸収・固定、木材利用による炭素の長期貯蔵、化石資源代替による排出削減により脱炭素社会の実現に寄与するとともに、多様な森づくりによる生物多様性の保全や自然共生社会の実現に貢献している。

引き続き、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めるとともに、奥山など条件が不利な森林では、針広混交林や広葉樹林へ誘導する必要がある。また、里山林においては、拡大した竹林の整備や高齢級化した広葉樹等の若返りを図ることが求められている。

（５）県民の森づくりに関する意識の変化

令和７年度に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」によると、令和２年度の調査時より、「森林の現状について知らない」との回答の割合が 2.7%増加し、「森林ボランティア活動へ参加してみたい」との回答の割合が 5.8%低下するなど、県民の森林や森づくりへの関心が低下している傾向が見受けられる。

一方で、約４割が森林ボランティア活動への参加に前向きな回答であったことから、今後も引き続き、森づくり活動への参加を促進するとともに、企業等による森づくり活動への参画や森林空間の活用の促進、幼少期からの木に触れる機会の創出など、多様な形で森や木に関わる機会を充実させることにより、森と木に関わる関係人口の拡大を図り、多くの県民に森林の役割や県産材利用の意義を理解していただくことが重要である。

第２　とやまの森づくりのための基本的な考え方

１　とやまの森づくりの基本理念

とやまの豊かな森を未来に引き継いでいくため、富山県森づくり条例第３条において「県民全体で支える森づくり」の推進に関する基本理念を定めており、森づくりプランにおいても普遍的な理念として位置付けている。

この理念は、森林の恩恵が特定の地域や森林所有者だけでなく、県民全体に及ぶものであることを踏まえ、森林の整備・保全・利活用を県民全体で支えていくことを基本とするものである。

富山県森づくり条例（抜粋）

（基本理念）

第３条　森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、**長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進**されなければならない。

２　森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、**県民の理解の下、その主体的な参画により推進**されなければならない。

３　森づくりは、循環型社会の実現に資する**森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進**されなければならない。

４　森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、**森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進**されなければならない。

５　森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の**適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進**されなければならない。

２　とやまの森づくりの目指す姿

「富山県総合計画」は、県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしと本県の持続的な発展を実現するため、「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地、富山～」を目指して、令和７年 12 月に策定された。この趣旨を踏まえ、森づくりプランにおいては、森づくりや木材利用を通じて、県民の安全・安心な暮らしを実現するとともに、幅広い県民が森と木に関わる機会を創出し、県民のウェルビーイング向上を目指すこととしている。

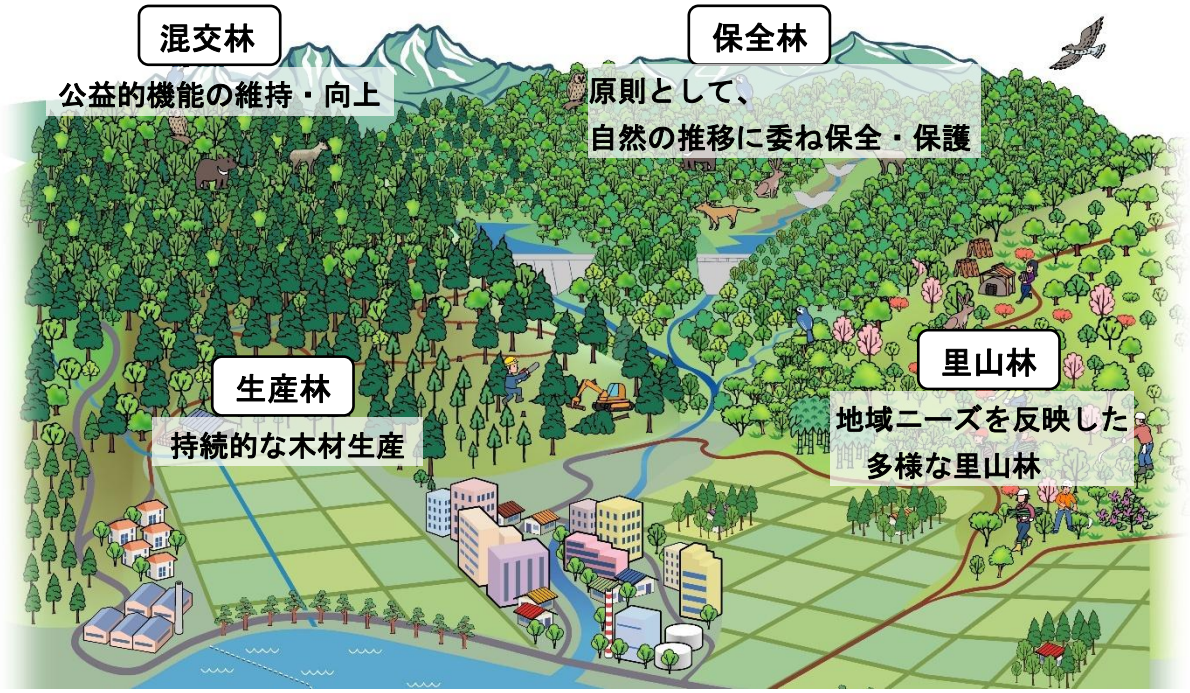
具体的には、森林の状態や立地条件、地域ニーズ等を踏まえ、土砂災害の防止や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産など、森林の多面的な機能を最大限に発揮させる森づくりを推進することにより、野生動物とのあつれきの軽減や花粉発生源の減少につなげ、県民の安全・安心な暮らしの実現を目指すこととしている。

また、森づくりを県民全体で支え推進していくためには、森林の現状や森づくりの大切さ、県産材利用の意義などについて、広く県民に理解していただくことが必要であることから、引き続き、森づくりボランティア活動を支援することに加え、森林環境教育や木育などの推進を通じて森や木と触れ合う機会を創出し、幅広い県民が森と木に関わる社会を目指すこととする。

3　とやまの森づくり基本指針

（１）森林の整備及び保全の方針

森林の整備及び保全にあたっては、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目標とし、目指す森林の姿を次のとおりとする。



ア　里山林

集落周辺の森林では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物とのすみ分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山林を目指す。

イ　保全林

人里から離れ自然豊かな奥山の天然林など、継続的な利活用ができない天然林は、水土保全機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然の推移に委ねることを原則とし、成熟した天然林を目指す。

ウ　生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、間伐等の適切な森林整備を実施することで、水土保全機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再造林を繰り返す、持続的な木材生産が可能な人工林を目指す。

なお、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保全機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指す。

エ　混交林

樹木の十分な成長が見込めない場所や効率的な施業が困難な林業経営に適さない人工林では、侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐等を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、スギと広葉樹が混在する自然状態に近い森林に誘導し、水土保全機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上を図る混交林を目指す。

（２）森と木に関わる関係人口の創出・拡大に関すること

本県では、これまで「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティア活動への支援や、「森の寺子屋」などによる森林環境教育等を通じた県民意識の醸成に取り組んできた。一方で、人口減少・少子高齢化の進行により、地域住民を主体とした里山林の維持管理や森林ボランティアによる森づくり活動の継続が困難となることが懸念されている。また、県民の価値観や生活スタイル等が多様化する中、森づくりへの関わり方も変化している。

このため、これまで森づくりを支えてきた森林ボランティア等に加え、企業や学校などの多様な主体の参画と連携を進め、担い手の裾野を広げるとともに、様々な形で森や木と触れ合う機会を創出するなど、森や木との関わりを広げ、森と木に関わる関係人口の創出・拡大を目指す。

Ⅱ　計画の大綱

第１　計画区の概要

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

Ⅰの第２「とやまの森づくりのための基本的な考え方」、Ⅱの第１の１「計画区の概況」並びに「前計画の実行結果概要及びその評価」を踏まえ、Ⅲ「計画事項」を定めることとする。

なお、本計画区は北西部が緩やかな丘陵地帯となっており、土壌も樹木の生育に適していることから、林業の適地が多い。一方、南部は急峻な地形の占める割合が高く、豪雪地帯であるため、防災機能の発揮が特に求められるほか、白山や能登、五箇山などの豊かな自然環境の保全も重要であり、計画策定に当たっては、これらを考慮することとする。

Ⅲ　計画事項

第１　計画の対象とする森林

本計画で対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する庄川森林計画区域内の民有林とし、この森林は、森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可制度及び同条の７の２に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度、同条の８に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度等の対象となる。

なお、本森林計画区の森林計画図は、富山県森林政策課及び本計画区を所管する農林振興センター、関係市町役場において縦覧する。

計画の対象とする森林の面積

区　　分		面　　積（ha）	備　　考
総　　数 （変更前）		74,362 (74,056)	
市町村別内訳	高岡市	6,663	旧高岡市、旧福岡町
	氷見市	13,422 (13,421)	
	小矢部市	5,882	
	射水市	1,179 (1,180)	旧小杉町、旧大門町
	砺波市	3,461	旧砺波市、旧庄川町
	南砺市	43,755 (43,449)	旧城端町、旧平村、旧上平村、 旧利賀村、旧井波町、旧井口村、 旧福野町、旧福光町

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、Ⅰの第２「とやまの森づくりのための基本的な考え方」を踏まえるとともに、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

これらの取組みにあたり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林を維持し、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林へ移行するものとする。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行うものとする。

さらに、林業適地以外にある人工林の天然林への移行については、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策として着実に取組を推進する。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画区の自然条件や社会条件を踏まえ、かつ、Ⅰの第２の３「とやまの森づくり基本指針」をもとに、本計画区の計画期間において達成すべき森林の状態は、次のとおりとする。

区分		現　況 ［令和５年３月末］	計画期末 ［令和16年３月末］
面積（ha）	人工林	26,621	23,825
	天然林	27,965	29,263
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	16,165	17,971
森林蓄積（m^3/ha）		266	278

注：人工林には伐採跡地、天然林には竹林及び未立木地を含める。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第２の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、自然的・社会的条件及び伐採後の更新方法などを勘案した適切な方法により行うものとする。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する森林については、第７の１「保安林その他制限林の施業方法」によるものとする。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図ることを旨とし、自然的・社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、次の標準的方法に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

森林の伐採（主伐）の標準的な方法

共通事項

・伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこと。

・森林の生物多様性の保全のため、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（令和６年３月林野庁策定）」を踏まえ、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）等、多種多様な森林配置に配慮すること。

・森林の更新及び森林の土地の保全への影響慮を極力抑えるため、集材路の作設に際しては「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月 16 日付け２林整第 1157 号林野庁長官通知）」等に基づき、土砂の流出等を未然に防止するよう配慮すること。

伐採種別の標準的な方法

・皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、１箇所あたりの伐採面積の上限を 20ha 以下とし、尾根筋の保護樹帯の設置、渓畔林の保全を行うなど伐採面積の縮小・分散を図るほか、適確な更新を図ることとする。

・択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状または群状に、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

各樹種の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、市町村森林整備計画で定めることとする。

なお、標準伐期齢の目安は次のとおりとするが、この林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

樹種別の標準伐期齢の目安

樹　　種	林　齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ　その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ　カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

（参考）タテヤマスギの主伐時期の目安

樹　種	生産目標	植栽時の本数	期待径級	主伐時期の目安
タテヤマスギ	一般建築材	2,500 本/ha	28.5cm	45 年
	優良大径材	〃	39.5cm	90 年

※地位３の場合

（３）その他必要な事項

＜なし＞

２　造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能を維持するため、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図ることとする。

（１）人工造林に関する指針

将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件等に適合する樹種を選定することとする。木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。

広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとし、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとする。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

・植栽本数は、森林の適確な更新を図るため、木材生産あるいは防災など、造林の目的及び造林地の自然的条件、既往の造林の成果などを勘案して、次の表を参考に定める。なお、実施にあたっては、現地の実態、立地条件を十分考慮し、多様な森づくりを進めることを基本として、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽など、幅広く検討すること。

・地拵えは、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とする。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとする。

・植付けの方法については、気候や傾斜などの自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付ける。

人工造林の植栽本数

樹種	施業区分	植栽本数	備　　考
ス　ギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする
	混 交 林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	混 交 林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注：防災を目的とする場合は、スギ広葉樹を含め 5,000 本/ha 程度とする。

注：混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆　伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内。
択　伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し５年を超えない期間。

（２）天然更新に関する指針

天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

多様な森づくりを進める観点から、天然更新の対象樹種は、コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

天然更新完了の判断基準等

区分	内容	備考
期待成立本数	10,000 本/ha 程度	伐採後概ね５年を経過した時点での、周辺植生高（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物の高さ）を上回る樹高の更新対象樹種の本数。
天然更新すべき立木の本数	3,000 本/ha 程度	期待成立本数の３／１０
天然更新の完了の判断基準	伐採後概ね５年を経過した時点で、周辺植生高を上回る樹高の更新対象樹種が 3,000 本/ha 以上成立し、かつその出現率が 70%以上となった状態をもって、更新完了とする。	出現率は、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とする。
天然更新の完了の確認調査方法	対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ１箇所以上、標準的な箇所に 30m×1m の調査区を設定する。これを６等分したプロットごとに周辺植生高を上回る樹高の更新対象樹種本数を計測する。	対象地の稚幼樹の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。

更新の種類別の更新補助作業の方法

更新の種類	作業	内容等
天然下種	地表処理	ササや堆積した粗腐植等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
天然下種／ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所において必要な本数を植栽する。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら、発生位置の低い優勢なものを株あたり１～３本残す。

３　間伐及び保育に関する事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

次の指針に沿って、地域における既往の間伐の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢（タテヤマスギ人工林）

施業体系		間伐時期及び間伐率 上段：林齢　下段：間伐率（材積）		
		初回	２回目	３回目
植栽本数 2,500 本/ha	伐期 45 年	17 年生 24%	24 年生 27%	34 年生 28%
	伐期 90 年	20 年生 33%	33 年生 33%	55 年生 32%

注）地位３における間伐時期の一般的な目安を示したもの。

間伐の標準的な方法

・森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

・初回は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。育成段階にあっては、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行う。

・材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね５年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

なお、既往の気象害の状況などを勘案し、雪害を考慮する必要がある場合は、市町村森林整備計画において、次を参考に、間伐を実施すべき森林の立木の形状比についても定めることとする。

雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比（参考）

樹　　種	形状比
ボカスギ・カワイダニスギ	65 以上
上記以外のスギ	70 又は 75 以上

（２）保育の標準的な方法に関する指針

次の指針に沿って、地域における既往の保育の方法などを考慮して、市町村森林整備計画で定めることとする。

保育作業種別の標準的な方法、実施林齢及び回数等

種類	標準的な方法	実施林齢及び回数等（スギ）
根踏み	植栽木の周囲をよく踏みつける。	植栽の翌年春に実施
下刈り	気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な方法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び周辺植生高により判断する。	植栽の翌年～４年生まで：２回刈 ５年生～８年生まで　　：１回刈 なお、作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて下刈りの回数を削減することができる。
つる切り	つる植物の繁茂により林木の生育が阻害されている箇所について行う。	繁茂状態に応じて適宜
除伐	適正な林分構造が維持されるよう適切な時期に、適切な方法により行う。また、保育の目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値などを勘案し、有用なものは保存し育成する。	下刈り終了後、13 年生程度を目安に実施
雪起し	雪圧や冠雪により倒れた林木を引き起こし、縄、棒などで固定する。	３年生～10 年生まで 消雪後１カ月以内に実施
枝打ち	林木の生育状況、生産目的等に応じて適切な時期に、適切な方法により枝を切り落とす。	樹高 6mの頃に初回の枝打ち（枝下高 2m）を実施。その後、樹高が３～４ｍ増すごとに繰り返し(1回の枝打ち高は 2mまで)、生育状況、生産目的等に応じ枝下高 6～8mまで実施。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

保安林など法令に基づき森林林施業に制限を受ける森林、自然的・社会的条件、森林の機能の評価区分、地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、次の指針に沿って、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとする。

区域の設定基準等

区域の種類	区域の設定基準	考慮すべき制限林等
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林	・水源かん養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価が高い森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ　施業の方法に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

森林施業の方法

区域の種類	施業の方法
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下層植生や樹木の根を発達させること施業を基本とし、伐期の延長とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小・分散を図る。伐期齢の下限は、標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とする。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	緩傾斜で成長量が比較的高い森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の長期化とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小・分散を図る。伐期齢の下限は、標準伐期齢のおおむね２倍の林齢とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	緩傾斜で成長量が比較的高い森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の長期化とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小・分散を図る。伐期齢の下限は、標準伐期齢のおおむね２倍の林齢とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。 なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

自然的・社会的条件、森林の機能の評価区分、地域の要請、地域における既往の森林施業体系等を考慮し、次の指針に沿って、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとする。

区域の設定基準等

区域の種類		区域の設定基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		気候、地形、土壌等から林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や集落からの距離等から施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進していく森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林であり、木材の生産機能の維持増進を図る森林。
	特に効率的な施業が可能な森林	上記のうち、森林の一体性を踏まえつつ、特に林地生産力や傾斜等の条件のよい森林、または自然的・社会的条件が良い林業適地にあり人工林を中心とした森林。

イ　施業の方法に関する指針

次の指針に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

森林施業の方法

区域の種類		施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定める。林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行う。
	特に効率的な施業が可能な森林	主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行う。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。

林道の整備については、自然的条件及び社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進する。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

Ⅱの第２の１（１）「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等、必要な森林施業の合理的推進に資するための条件整備を推進する。

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関しては、森林経営管理制度や森林経営計画制度等の活用やそのために必要な森林関連情報の提供、助言・あっせん等の推進により、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を促進する。

森林施業の共同化に関しては、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとする。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用することとする。

特に、林業経営に適した森林については、林業経営体への森林の集積・集約化に向け、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなどの取組みを推進し、また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用等によって推進することとする。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

第３の４（２）に定めるとおりとする。

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業担い手センターや富山県林業カレッジを中心として、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を行うこととする。また、段階的、体系的な人材育成、女性等の活躍・定着、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備、通年雇用化、社会保険の加入促進、技能検定制度等の活用の促進、労働安全対策の強化による労働環境の改善に向けた取組みを行うこととする。

また、長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化についても、一体的に促進することとする。

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

本県の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入・稼働率の向上を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進することとする。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とすべき路網密度の水準と作業システムを目安として林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとする。

（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等による国産材の供給力強化に向けた施設の整備を推進する。また、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図るため、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等による、合法性に加え、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有の促進に努めることとする。

（７）その他必要な事項

山村地域の発展及び森林施業の合理化の観点から、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等を図り、集落の生活基盤となる里山林等を維持するため、自伐型林業等の民間事業者や地域住民、NPO 等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等、林業・木材産業の成長・発展や森林空間の活用を含む「森業」等の推進することとする。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼすことのないよう、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うとともに、土石の切取、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図るものとする。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用する。

さらに、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

Ⅱの第２「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

現況が森林以外の土地において、水源の涵養（かん）又は災害の防備のため、保安施設事業を行う必要があると認められたときに、必要に応じて指定することとする。

（３）治山事業の実施に関する方針

近年、気候変動に伴い水害・土砂災害が頻発・激甚化していることから、災害に強い地域づくりや流域治水の取組と連携した流木災害リスクの軽減等を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工、地下水排除工及び飛砂、潮風、強風からの被害防止のほか津波被害軽減にも繋がる海岸防災林造成等の治山施設の整備を計画的に推進することとする。

その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など関係者と連携した流木対策に関する施策の推進に努めることとする。

（５）その他必要な事項

保安林の適正な管理を行うため、地域住民、市町村等の協力参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視・指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

次の指針に沿って、病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。また、重要な海岸林を保全するため、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域として、海岸林から外側に 300ｍを基本とする範囲を、林班又は小班を単位として市町村森林整備計画で定めることとする。

松くい虫防除対策

防除方法	対象森林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林。対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛 生 伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

カシノナガキクイムシ防除対策

防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３（１）のアにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、被害対策等に努めることとする。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を推進する。

被害対策

対策する被害	防除方法	対象森林
クマ剥ぎ	ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林（1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
	テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林
ニホンジカ	防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林（1 施業地の面積が 0.1ha 以上）
	防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

（３）林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進することとする。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」（平成元年法律第 71 号）に基づき、森林施業及び公衆の利用に供する施設の整備により森林の保健機能の増進を図るべき森林であり、その区域については、次の指針に沿って市町村森林整備計画で定めることとする。

項　目	内　　容
保健機能森林の区域の基準	湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林。
施業の方法	森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とする。 また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内環境を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
森林保健施設の整備	自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行う。 また、整備に当たっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定め実施する。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

計画区の森林資源の状況などを考慮し、計画期間内における伐採立木材積について、次のとおり設定する。

単位　材積：千m3

区　分	総　数	主　伐	間　伐
総　数	956	685	271
（変更前）	（ 812 ）	（ 498 ）	（ 314 ）
うち前半５年分	416	276	140
（変更前）	（ 370 ）	（ 206 ）	（ 164 ）

２　森林施業面積

３により定める人工造林面積、間伐計画面積及び標準施業体系を考慮し、次のとおり設定する。

単位　面積：ha

区　分	森林施業面積
総　数	13,938
うち前半５年分	6,242

※人工造林面積、間伐面積、及び人工造林面積に標準施業体系で定める下刈り回数を乗じた数量を合算した値。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

計画区の地質、土壌等の自然条件及び伐採計画量などを考慮し、計画期間内における人工造林及び天然更新別の造林面積について、次のとおり設定する。

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　数	810	930
（変更前）	（ 866）	（1,170）
うち前半５年分	383	386
（変更前）	（ 395）	（ 425）

４　林道の開設及び拡張に関する計画

自然的条件及び社会的条件が良い林業適地の人工林において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に路網整備を加速させることとする。

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、次のとおり設定する。

（１）市町村別集計表

ア　開設

単位　延長：km

市町村	路線数	延長計	うち前半５年分	備考
高岡市	2	1.6	0	
射水市	0	0.0	0	
氷見市	1	1.1	0	
小矢部市	1	0.5	0	
砺波市	3	1.6	0	
（変更前）	（ 4 ）	（ 2.8 ）		
南砺市	8	14.8	8.8	
（変更前）	（ 9 ）	（ 16.0 ）	（ 8.8 ）	
合計	15	19.6	8.8	
（変更前）	（ 20 ）	（ 22.0 ）	（ 8.8 ）	

イ　拡張

単位　延長：km

市町村	路線数	延長計	うち前半５年分	備考
高岡市	35	40.0	23.7	
射水市	4	3.4	0.0	
氷見市	3	1.3	0.1	
小矢部市	29	21.0	5.4	
（変更前）		（ 21.2 ）		
砺波市	18	9.3	6.0	
（変更前）		（ 7.5 ）		
南砺市	54	85.4	57.7	
（変更前）	（ 53 ）	（ 85.3 ）		
合計	143	160.4	92.9	
（変更前）	（ 142 ）	（ 158.7 ）		

（２）路線別明細表

ア　開設

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
自動車道		高岡市		出水山	1	18	18		
〃		〃		竹園線	0.6	22	22		
		小計		2	1.6			0	
自動車道		氷見市		池田床鍋	1.1	36	36		
		小計		1	1.1			0	
自動車道		小矢部市		源氏ヶ峰	0.5	33	33		
		小計		1	0.5			0	
自動車道		砺波市		正権寺庄山	0.4	62	62		
〃		〃		栃上	0.6	50	50		
〃		砺波市		金剛寺	0.6	95	95		
		小計		3	1.6			0	
自動車道		南砺市		上平・福光	2.1	3,466	3,466		
〃		〃		高成１号	3.7	3,263	3,263	○	
〃		〃		くれもち	0.4	63	63	○	
〃		〃		高成２号	2.4	1,098	1,098		
〃	林業専用道	〃		法林寺	1.0	64	64		
〃		〃		ふれあいの森	4.4	1,657	1,657	○	
〃		〃		尾洞山	0.3	100	100	○	
〃		〃		奥山	0.5	358	358		
		小計		8	14.8			8.8	
		計		15	19.6			8.8	

イ　拡張

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
舗装		高岡市		岡田	2.9	1	57	57	○	
改良					2.9	1			○	
舗装		〃		尾屋敷	1.1	1	21	21		
改良					1.1	1				
舗装		〃		尾屋敷２号	1.5	1	20	20		
改良					1.5	1				
舗装		〃		上野	1.7	1	34	34		
改良					1.7	1				
舗装		〃		山川	2.6	1	88	88	○	
改良					0.5	1			○	
舗装		〃		堀切	2.6	2	80	80	○	
改良					0.2	1			○	
舗装		〃		土屋栃丘	0.1	1	74	74	○	
改良					0.1	2			○	
舗装		〃		尾崎	1.0	4	58	58	○	
舗装		〃		大骨	0.1	1	6	6		
舗装		〃		矢瀬尾五位	3.1	1	72	72	○	
改良		〃		小野八谷	2.7	1	87	87	○	
改良		〃		花尾尾崎	0.5	3	55	55		
改良		〃		五位小野支	0.7	2	20	20		
改良		〃		白山	1.0	3	170	170	○	
改良		〃		鎌谷・笹波	1.0	1	142	142	○	
改良		〃		広地	1.0	3	149	149	○	
改良		〃		五十辺	0.3	3	66	66		
改良		〃		麻生谷境	1.5	3	67	67	○	
改良		〃		上野２号	0.1	2	31	31	○	
改良		〃		加茂	0.1	2	90	90		
改良		〃		馬場花尾	0.2	5	56	56		
改良		〃		樽ヶ野	0.1	2	20	20	○	
改良		〃		鞍馬寺	0.1	2	9	9		
改良		〃	（氷見市）	能越２号	0.2	1	984	342		
改良		〃		五位小野	0.1	2	64	64		
改良		〃		巡り谷	1.0	1	62	62		
改良		〃		城光寺２号	0.6	1	50	50		
改良		〃		宮の谷	2.7	2	82	82		

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
改良		高岡市		八谷	0.4	2	105	105		
改良		〃		与茂九郎	0.2	2	76	76		
改良		〃		三千坊山	0.1	3	69	69		
改良		〃		能越１号	0.3	4	1,391	753	○	
改良		〃		元取山	0.2	3	18	18		
改良		〃		南谷	0.1	1	71	71		
改良		〃		舟の谷	0.1	1	9	9		
		小計		35	40.0	77			23.7	
舗装		射水市		天池上	0.6	1	25	25		
改良		〃		浄土寺	0.8	1	32	32		
改良		〃		鳥越	1.1	1	22	22		
改良		〃		東谷線	0.9	1	17	17		
		小計		4	3.4	4			0.0	
改良		氷見市		氷北	0.1	2	1,266	1,266	○	
改良		〃		能越３号線	1.1	1	53	53	○	
改良		〃		神野線	0.1	2	106	106	○	
		小計		3	1.3	5			0.1	
舗装		小矢部市		内山五郎丸	0.4	1	89	89		
改良					0.1	1				
舗装		〃		大谷	5.6	7	153	153		
改良					0.1	1				
舗装		〃		滝谷	2.3	1	35	35		
改良					2.3	1				
舗装		〃		北一	1.1	1	20	20		
舗装		〃		松根城	2.5	1	36	36	○	
改良		〃		寺谷	0.1	1	25	25	○	
改良		〃		三国山	0.1	1	31	31		
改良		〃		了輪名ケ滝	0.1	2	75	75		
改良		〃		浅ケ谷	0.1	1	57	57		
改良		〃		中谷	0.1	1	13	13		
改良		〃		大山	0.1	1	96	96		
改良		〃		横谷上野本	1.9	1	83	83		
改良		〃		枡山	0.1	1	37	37	○	
改良		〃		源氏ケ峰	0.1	1	33	33	○	
改良		〃		牧場北廻り	0.1	1	151	151		
改良		〃		菅沼	2.6	1	87	87	○	

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
改良		小矢部市		烏ヶ谷線	0.1	2	20	20		
改良		〃		東谷内線	0.1	2	29	29		
改良		〃		北山線	0.1	2	20	20		
改良		〃		安楽寺線	0.1	2	30	30		
改良		〃		蟹池2号線	0.1	2	18	18		
改良		〃		蟹池線	0.1	2	47	47		
改良		〃		穴田線	0.1	2	4	4		
改良		〃		六郎谷線	0.1	2	32	32		
改良		〃		上野本線	0.1	2	16	16		
改良		〃		矢波了輪	0.1	2	65	65		
改良		〃		安楽寺塔ノ橋線	0.1	2	134	134		
改良		〃		源氏ヶ峰線	0.1	2	33	33		
改良		〃	（高岡市）	能越１号	0.2	2	1,391	638		
		小計		29	21.0	50			5.4	
舗装		砺波市		正権寺庄山	0.1	1	62	62		
改良					0.1	1				
舗装		〃		頼成山	0.1	1	54	54		
改良					0.1	1				
舗装		〃		栃上	0.1	1	50	50		
改良					0.1	1				
舗装		〃		市ノ谷	0.1	1	26	26		
改良					0.1	1				
舗装		〃		増山	0.7	2	21	21		
改良					0.1	1				
舗装		〃		父倉塩谷	0.7	2	16	16	○	
改良					0.1	1			○	
舗装		〃		正権寺野手	0.1	1	32	32		
改良					0.1	1				
舗装		〃		増山城跡	0.2	2	59	59	○	
改良					0.2	1			○	
舗装		〃		夢の平市民の山	0.1	1	37	37	○	
改良					0.1	1			○	
舗装		〃		頼成山２号	0.8	4	61	61		
改良					0.1	1				
舗装		〃		夢の平五谷	0.1	1	4	4		
改良					0.1	1				

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
舗装		砺波市		横住奥山	0.1	1	223	223	○	
改良					0.1	1			○	
舗装		〃		湯谷	0.1	1	39	39		
改良					0.1	1				
舗装		〃		向山	0.1	1	11	11		
改良					0.1	1				
舗装		〃		金剛寺	3.1	1	95	95	○	
改良					0.1	1			○	
舗装		〃		三谷	0.7	1	51	51	○	
改良					0.1	1			○	
舗装		〃		庄麻生谷広谷線	0.1	1	34	34	○	
改良					0.1	1			○	
改良		〃	（富山市）	牛岳	0.2	5	1,855	339	○	
		小計		18	9.3	45			6.0	
舗装		南砺市		高成１号	6.2	1	3,263	3,263	○	
改良					0.2	2			○	
舗装		〃		入谷	0.4	1	649	649		
改良					0.5	3				
舗装		〃		大牧	0.5	1	1,103	1,103	○	
改良					1.0	6			○	
舗装		〃		杉谷	1.2	1	143	143	○	
改良					0.5	3			○	
舗装		〃		樋瀬戸	3.7	1	112	112	○	
改良					0.8	5			○	
舗装		〃		蛇目	0.6	1	54	54		
改良					0.8	5				
舗装		〃		袴腰	3.2	1	1,076	1,076	○	
改良					3.2	5			○	
舗装		〃		小原	0.3	1	96	96		
改良					0.4	2				
舗装		〃		西俣	1.5	1	277	277	○	
改良					2.0	8			○	
舗装		〃		背戸島	1.7	1	56	56	○	
改良					1.7	1			○	
舗装		〃		高清水	10.3	1	1,119	1,119	○	
改良					0.5	5			○	

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
舗装		南砺市		城福	1.5	10	1,525	1,525	○	
改良					1.2	10			○	
舗装		〃		獅子越	4.5	1	554	554	○	
改良					2.8	7			○	
舗装		〃	（白川村）	牛首	2.4	1	3,264	1,517		
改良					1.8	9				
舗装		〃		大島冗高	0.3	1	183	183	○	
舗装		〃		尾峰	1.0	1	212	212		
舗装		〃		尾洞山	0.3	1	100	100	○	
舗装		〃		丸山	1.0	1	49	49	○	
舗装		〃		池田	1.0	1	46	46		
舗装		〃		七村	0.9	1	33	33		
舗装		〃		下島	1.5	7	110	110		
舗装		〃		八乙女	2.5	15	537	537	○	
舗装		〃		白谷	1.0	6	343	343		
舗装		〃		胡麻堂	0.3	2	39	39		
舗装		〃	（富山市）	清水入谷	1.3	1	319	67	○	
改良		〃		大谷	0.5	3	40	40		
改良		〃		小二又２号	0.5	1	55	55	○	
改良		〃		名号谷	0.3	3	36	36		
改良		〃		赤祖父	2.4	28	1,731	1,731		
改良		〃		縄ヶ池	0.2	3	184	184	○	
改良		〃		杉尾横倉	0.3	3	227	227		
改良		〃		五上段	0.3	3	358	358		
改良		〃		桜ケ池	0.1	1	83	83		
改良		〃		真川	0.1	1	94	94		
改良		〃		杉尾袖川	0.5	5	161	161		
改良		〃		高坪	0.1	3	280	280		
改良		〃		花房	0.1	3	42	42		
改良		〃		柳峠	0.5	3	573	573	○	
改良		〃		高成２号	1.0	6	1,098	1,098	○	
改良		〃		ロンレー２号	0.1	3	64	64		
改良		〃		ホラの谷	1.0	6	172	172	○	
改良		〃		西大谷	0.7	8	165	165	○	
改良		〃		医王	0.8	7	1,507	1,507		
改良		〃		奥孫	0.8	4	433	433	○	

単位　延長：km　面積：ha

種類	区分	市町村	当該林道が通じている隣接市町村	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち当該市町村	前半５年分計画箇所	備考
改良		南砺市		茅場	1.0	3	42	42		
改良		〃		大平	1.0	8	33	33	○	
改良		〃		西赤尾	0.3	5	304	304		
改良		〃		西谷	0.8	2	63	63		
改良		〃		塔尾	0.6	6	810	810		
改良		〃		下山	1.8	3	54	54		
改良		〃		日尾	0.1	1	582	582	○	
改良		〃		堺谷	1.4	1	47	47	○	
改良		〃		院瀬見	1.5	1	38	38	○	
改良		〃		坂の尻２号	0.1	1	32	32	○	
		小計		54	85.4	256			57.7	
		計		143	160.4	437				

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

計画区の自然条件や社会条件を考慮し、計画期間内における保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、次のとおり設定する。

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半５年分	備　考
総数（実面積）	31,326	31,047	
（変更前）	（ 31,390 ）	（ 31,176 ）	
水源涵養のための保安林	14,787	14,692	
（変更前）	（ 14,818 ）	（ 14,753 ）	
災害防備のための保安林	16,451	16,232	
（変更前）	（ 16,521 ）	（ 16,372 ）	
保健、風致の保存等のための保安林	2,153	2,153	

※総数欄は、２以上の目的達成のために指定する保安林があるため、内訳の合計とは合致しない。

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位　面積：ha

指定/解除	種類	森林の所在		面　積	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区　域				
指定	水源涵養のための保安林	小矢部市	小森谷	10	0	水源涵養のため	
		小計		10	0		
		氷見市	寺尾	20	0		
			小滝	10	0		
		小計		30	0		
		南砺市					
		（福光町）	香城寺	20	0		
		（利賀村）	大勘場水無入会	38	3		
		小計		58	3		
		総計		98	3		
	災害防備のための保安林	高岡市	勝木原	5	1	災害防備のため	
			境	5	5		
			高辻	2	1		
			五十辺	3	3		
			五位	5	6		
		小計		20	16		

単位　面積：ha

指定/解除	種類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区 域		うち前半５年分		
指定	災害防備のための保安林	小矢部市	法楽寺	10	0	災害防備のため	
			松尾	10	0		
		小計		20	0		
		氷見市	鞍骨	4	0	災害防備のため	
			十二町	8	0		
			論田	5	0		
			棚懸	5	0		
			谷屋	6	0		
			角間	8	0		
			久目	5	0		
			見内	6	0		
			森寺	6	0		
		小計		53	0		
		砺波市	栃上	10	0		
			徳万	10	0		
		小計		20	0		
		南砺市					
		（福光町）	才川七	5	1		
			香城寺	5	0		
		（城端町）	北野蓑谷	5	2		
			神成	5	0		
		（井波町）	川原	5	0		
			川上中	4	0		
		（平村）	杉尾	4	0		
			下梨	3	0		
			高草嶺	8	1		
			大島	2	0		
			田向	4	1		
			下出	5	1		
			相倉	5	1		
		（上平村）	小瀬	3	1		
			来栖	4	0		
			細島	3	0		

単位　面積：ha

指定/解除	種類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区　域		うち前半５年分		
指定	災害防備のための保安林	南砺市（利賀村）	大豆谷	5	0	災害防備のため	
			坂上	20	2		
			百瀬川	3	2		
			上百瀬	6	1		
			下原	4	0		
			大勘場	10	2		
			岩渕	3	0		
		小計		121	15		
		総計		234	31		
解除	災害防備のための保安林	高岡市	太田	1	1	指定理由の消滅	
		小計		1	1		
		氷見市	島尾	1	1		
			窪	1	1		
		小計		2	2		
		南砺市（福光町）	砂子谷	1	1		
			人母	1	1		
		小計		2	2		
		総計		5	5		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養			4, 400	4, 400	440
災害の防備			4, 900	4, 900	490
保健・風致の保存等			650	650	65

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

＜該当なし＞

第７　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、以下のとおりである。

保安林

保安林及び保安施設地区の施業方法については、保安林ごとに個々の指定施業要件が定められており、森林法施行令の「指定施業要件を定める場合の基準」は以下のとおりである。

事項	基準
伐採の方法	(一)　主伐に係るもの イ　水源の涵養又は風害若しくは干害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ　土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備若しくは潮害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ　なだれの防止をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ　伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (二)　間伐に係るもの イ　主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。 ロ　主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
伐採の限度	(一)　主伐に係るもの イ　同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、農林

	水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (二)　間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
植栽	(一)　方法に係るもの 満１年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (二)　期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 (三)　樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

自然公園

区　分	施業の方法等
国立公園 特別保護地区	原則禁伐であり、環境大臣の地区内行為許可を要する。
国立公園 国定公園 県立自然公園 第１種特別地域	所管の特別地域内行為許可のほか、以下の基準に適合すること。 ・単木択伐法によるものであること。 ・当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の 10%以下であること。 ・標準伐期齢から 10 年以上経過していること。 ただし、立竹の伐採にあってはこの限りでない。 （自然公園法施行規則第 11 条第 15 項第１号）
国立公園 国定公園 県立自然公園 第２種特別地域	所管の特別地域内行為許可のほか、以下の基準に適合すること。 択伐法による場合 ・択伐率が、用材林にあっては現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては現在蓄積の 60%以下であること。 ・標準伐期齢以上であること。 ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。 ・公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。 皆伐法による場合 択伐法の規定によるほか、以下の基準に適合すること。 ・一伐区の面積が２ha 以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が 3/10 を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。 ・当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して５年を経過していない伐区に隣接していないこと。 ・利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。 （自然公園法施行規則第 11 条第 15 項第２号）
国立公園 国定公園 県立自然公園 第３種特別地域	所管の特別地域内許可を要する。

その他

砂防指定地	知事の許可を要する （富山県砂防指定地等管理条例　第４条）
急傾斜地崩壊危険区域	知事の許可を要する （急傾斜地法　第７条）
史跡名勝天然記念物	文化庁長官、都道府県又は市町村教育委員会の許可を要する。
鳥獣保護区特別保護地区	環境大臣又は知事の許可を要する。 （鳥獣保護管理法　第 29 条第７項）
特別母樹林	原則禁伐であり、農林水産大臣の許可を要する。 （林業種苗法　第７条）
富山県自然環境保全地域特別地区	知事の許可を要する。 （富山県自然環境保全条例　第 11 条第４項）
風致地区	市町村長の許可を要する。 （市町村風致地区における建築等の規制に関する条例）